

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、伊賀市小学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定により客観的な評価の結果を公表する。

平成 30 年 5 月 16 日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 事業概要

(1) 事業名称

伊賀市小学校給食センター整備運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設の名称

伊賀市小学校給食センター（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設の管理者の名称

伊賀市長 岡本 栄

(4) 事業目的

本市の小学校の給食は、現在、自校方式とセンター方式（阿山給食センター・大山田給食センター）により提供している。しかし、給食施設・設備の老朽化や給食調理員の不足といった課題を抱え、改善が必要になっており、現状での給食実施の継続が今後困難となることが想定される。

このため、平成 26 年に伊賀市小学校給食のあり方検討委員会を設置し、平成 27 年 8 月に示された小学校給食のあり方に関する提言を受けて、教育委員会では小学校給食についての基本方針を策定した。平成 28 年度は、「伊賀市小学校給食センター建設基本計画」を策定するとともに、新たな小学校給食センターの整備手法の検討を行い、P F I 法に基づく P F I 方式により実施することとした。

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者に一括して発注することで、安全・安心な学校給食の安定的な供給や地産地消・食育の推進などを図るとともに、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を実現することを目的とする。また、本事業を実施するにあたり、主に施設整備期間において市内に本店を有する企業が主体的に参画する体制が構築され、運営・維持管理期間において市民の雇用が促進されるなど地域経済への貢献を期待している。

(5) 事業方式

本事業は、市が所有する土地に民間事業者が本施設の設計・建設を行い、完成後に所有権を市に移転したうえで、事業期間終了時まで本施設の運営・維持管理を行う B T O (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成 47 年 3 月までとする。

施設整備期間	平成 30 年 7 月から平成 32 年 1 月まで (19 カ月間)
開業準備期間	平成 32 年 2 月から 3 月まで (2 カ月間)
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月から平成 47 年 3 月まで (15 年間)

(7) 事業範囲

民間事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- ①事前調査業務
- ②各種申請等業務
- ③設計業務
- ④工事監理業務
- ⑤建設業務
- ⑥調理設備等調達・設置業務
- ⑦食器・食缶等調達業務
- ⑧調理備品等調達業務
- ⑨施設備品等調達・設置業務
- ⑩調理設備等の増設・追加調達業務
- ⑪その他関連業務

イ 開業準備業務

- ①設備等の試運転
- ②業務従事者への研修、調理・配送リハーサル
- ③パンフレット・DVDの作成
- ④開所式の支援
- ⑤その他関連業務

ウ 維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③調理設備等保守管理業務
- ④食器・食缶等保守管理業務
- ⑤施設備品等保守管理業務

- ⑥外構等保守管理業務
- ⑦清掃業務
- ⑧警備業務
- ⑨その他関連業務

エ 運営業務

- ①食材等の検収補助・保管業務
- ②調理等業務
- ③衛生管理業務
- ④洗浄消毒・残渣等処理業務
- ⑤給食配送・回収業務
- ⑥配送車両の調達・維持管理業務
- ⑦調理備品等保守管理・更新業務
- ⑧食育支援業務
- ⑨その他関連業務

(8) 施設概要等

ア 敷地概要

所在地	伊賀市西条 114 番地
用途地域等	都市計画区域内・市街化調整区域・建築基準法第 22 条区域
敷地面積	約 5,677 m ²
建ぺい率・容積率	60%・200%

イ 施設概要

調理能力	最大 4,000 食/日
アレルギー対応食	最大 50 食/日 (対象食材の除去食を基本とする。)
献立方式	1 献立/日 (副食 3 品を基本とする。)
配送校	1～5 年目：13 校、6～7 年目：16 校、8 年目以降：19 校

ウ 調理能力

対象	平成 32～36 年度	平成 37～38 年度	平成 39 年度以降
調理設備等	最大 2,500 食/日		最大 4,000 食/日
食器・食缶等	最大 2,000 食/日	最大 2,500 食/日	
調理備品等			

2 事業者選定までの経緯

平成 29年	7月21日(金)	第1回 P F I 事業者選定審査委員会開催
	7月27日(木)	実施方針及び要求水準書(案)の公表
	8月10日(木)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
	8月22日(火)	実施方針等に関する説明会及び現地見学会・配送校見学会の開催
	8月23日(水)	配送校見学会の開催
	9月12日(火)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
	9月22日(金)	第2回 P F I 事業者選定審査委員会開催
	10月3日(火)	特定事業の選定及び公表
	10月13日(金)	第3回 P F I 事業者選定審査委員会開催
	10月24日(火)	実施方針等に関する質問に対する回答の追加及び修正公表
	11月22日(水)	入札公告及び入札説明書等の公表
	11月30日(木)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催
	12月5日(火)	入札説明書等に関する第1回質問・意見の受付締切
	12月25日(月)	入札説明書等に関する第1回質問・意見に対する回答公表
12月28日(木)	入札説明書等に関する第1回意見に対する回答の追加公表	
平成 30年	1月11日(木)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切
	1月22日(月)	参加資格審査結果の通知
	1月25日(木)	入札説明書等に関する第2回質問・意見の受付締切
	2月9日(金)	入札説明書等に関する第2回質問・意見に対する回答公表
	2月26日(月)	入札書類及び提案書類の受付締切
	3月19日(月)	第4回 P F I 事業者選定審査委員会開催
	3月27日(火)	第5回 P F I 事業者選定審査委員会開催
	3月30日(金)	落札者の決定及び公表

3 落札者の決定

伊賀市小学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、落札者決定基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を選定した。

（別紙「伊賀市小学校給食センター整備運営事業 審査講評」参照）

市は、審査委員会の選定結果を踏まえて、ニッコクトラストグループを落札者として決定した。

【ニッコクトラストグループの構成員】

代表企業	株式会社ニッコクトラスト
構成企業	株式会社阿波設計事務所三重支店 船谷建設株式会社 上野ハウス株式会社 株式会社中西製作所伊賀営業所 太平ビルサービス株式会社津営業所 日本国民食株式会社

4 落札価格

落札者として決定したニッコクトラストグループの入札価格については、下記のとおりである。

3,991,387,167 円（消費税額及び地方消費税額を除く）

5 財政負担額の削減効果

落札者の入札価格に基づき、市が自ら実施する場合と P F I 事業として実施する場合の財政負担額について比較したところ、事業期間中の財政負担額は現在価値換算で約 21%削減されるものと見込まれる。

①市が自ら実施する場合の財政負担額	4,710,952 千円
② P F I 事業として実施する場合の財政負担額	3,720,474 千円
③財政負担の削減額（①－②）	990,478 千円
財政負担の削減率（③／①×100）	21.0%

①の財政負担額は、特定事業の選定における前提条件をもとに算定

②の財政負担額は、落札者の入札価格をもとに算定

※現在価値換算に係る割引率は、特定事業の選定における前提条件と同様に 1.38%を採用（金利変動及び物価変動は考慮していない。）